

議案第 23 号

三田市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

三田市個人情報保護条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 29 年 2 月 20 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(三田市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 三田市個人情報保護条例（平成12年三田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第1号中「保管されているとき」の次に「、又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する「特定個人情報ファイル」をいう。）に記録されているとき」を加える。

(三田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 三田市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年三田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号の次に次の3号を加える改正規定のうち第2条第3号の4中「第2項」の次に「(これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第35条の改正規定中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を、「第2項」の次に「(これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

付 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。